

金沢市住宅用太陽光発電システム及び 住宅用エネルギーマネジメントシステム（HEMS） 設置費補助制度のご案内

金沢市では、地球温暖化対策として、太陽光発電システムの普及と省エネルギーの推進をめざし、住宅用太陽光発電システムと併せて住宅用エネルギーマネジメントシステム（HEMS）を設置する方に補助金を交付します。

補助を受けることができる方

自己が所有し、かつ、居住する市内の戸建ての住宅（併用住宅を含みます）に対象設備を設置する方で、市税を滞納していないことが条件となります。

- ※「所有」には、配偶者又は2親等以内の親族が所有する場合を含みます。
- ※「居住」とは、住民票に記載された住所であることを要します。

補助対象設備および補助金額

補助金額 伝統環境保存区域内の住宅に設置・・・10万円/件
上記以外の市内全域の住宅に設置・・・5万円/件

[要件] 太陽光発電システム

- ①太陽電池の最大出力が2kW以上のシステムであること
- ②電力会社と電力受給に関する契約を締結すること
- ③発電電力量を測定できること
- ④未使用のものであること
- ⑤景観条例に規定する景観形成基準に適合していること

全量売電は
補助対象外です。

HEMS

- ①要綱に掲げる要件に該当するHEMSであること
（見える化、制御機能、ECHONET Lite搭載等の要件を満たすもの）
- ②未使用のものであること

- ※ 住宅用太陽光発電システムのみでの設置は補助対象外です。
- ※ 補助金の交付は、1住宅につき一回限りです。
- ※ 市の予算の範囲内での交付になります。
- ※ 国、県等の他の補助金と併用して交付を受けることができます。
- ※ HEMS単独設置に対する補助金(上限2万円)の交付を受けている場合は補助対象外です。
- ※ 対象設備を設置した後2年間は、発電実績等を報告して頂きます。

補助金交付までの手続き（必要書類等は裏面をご覧ください）

- ①「整理番号発行申込書」を記入し、景観政策課へお持ちください。設置場所の区域を確認します。設置場所により別途書類が必要です。
伝統環境保存区域内：「景観計画区域内行為の届出書」
風致区域内：「風致地区内における行為の許可申請書」
※設置に関する基準や必要書類等は、景観政策課へお問い合わせください。
- ②景観政策課の審査終了後、対象設備の設置前に「整理番号発行申込書」を提出してください。
- ③電力会社との連系の日から30日以内または当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、「補助金交付申請書」に必要書類を添えて提出してください。
- ④市は審査のうえ、補助金交付を決定し、その後請求に基づき補助金を交付します。

【必要書類】（申込書等の様式は金沢市のホームページからダウンロードできます）

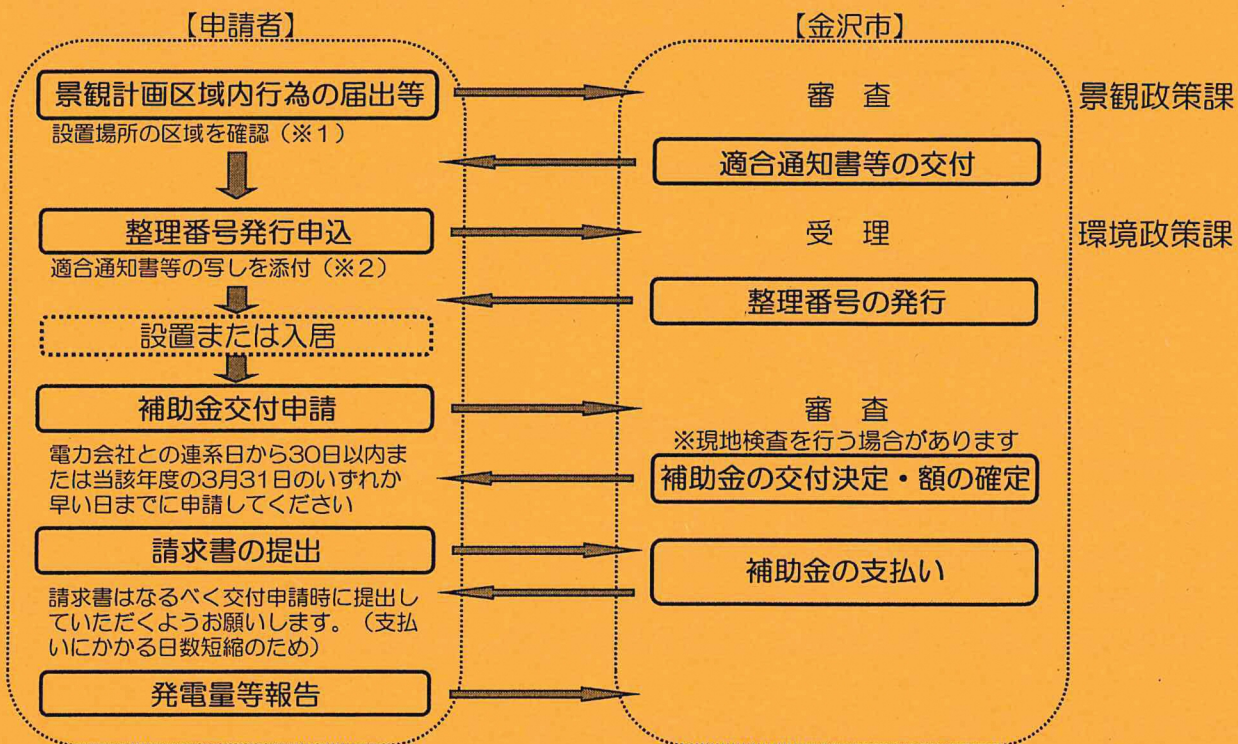
●整理番号発行申込のとき

- ① 整理番号発行申込書（様式第1号）
- ② 太陽電池の設置予定場所の写真
- ③ 周囲の道路を含む住宅地図
- ④ 景観形成基準適合通知書の写し又は風致地区内における行為の許可について（許可通知書）の写し（届出対象の場合に限る）
- ⑤ 地区計画の区域内における行為の届出の了承について（通知）の写し（届出対象の場合に限る。）

●補助金交付申請のとき

- ① 補助金交付申請書（様式第3号）
- ② 領収書の写し（機器、工事費等の内訳が分かるもの）※太陽光・HEMS両方
- ③ 電力会社の系統連系にかかる契約確認書等の写し
- ④ 保証書もしくは竣工検査の試験記録書の写し ※太陽光・HEMS両方
- ⑤ HEMSのカatalog（詳細な仕様が分かるもの）
- ⑥ 補助対象設備の設置状況が確認できる写真
（太陽電池モジュールを含む家屋の全体写真、太陽電池モジュール、パワーコンディショナ、発生電力量計、余剰電力販売用電力量計、HEMS機器の写真）
- ⑦ 建物の所有を証する書類の写し（3ヶ月以内に発行された建物の登記事項証明書など）
- ⑧ 住民票の写し（新たに居住を開始した場合）

【補助金交付手続きの流れ】



(※1) 景観形成区域又は風致地区以外で、設置する建物の高さが10m以下かつパネル面積が50㎡以下の場合には届出不要

(※2) 届出不要の場合は適合通知書等は交付されませんので、景観政策課にて整理番号発行申込書に届出不要であることの「確認印」を押印します

お申し込み・お問い合わせ

環境政策課

〒920-8577 金沢市広坂1-1-1

電話 (076)220-2507

FAX (076)261-7755

E-mail kansei@city.kanazawa.lg.jp

景観に関する届出・お問い合わせ

景観政策課

〒920-8577 金沢市広坂1-1-1

電話 (076)220-2364

FAX (076)224-5046

E-mail keikan@city.kanazawa.lg.jp